

事前相談で消防法違反にならないように！



建物の増改築やテナント入居等で、知らないうちに消防法違反となってしまう場合があります。

○ 消防の立入検査でよくあるのが……

増改築等

- 例 ① 建築確認申請等をしていない増改築
 ② 耐火・準耐火構造の建物に木造で増改築
 ③ 建物と建物を接続
 ④ 避難・消火活動に有効な開口部(窓や出入口)を封鎖
 ※ 例④の場合、建物が小規模でも消防用設備が必要になる場合があります。



テナント等

- 例 ① 事務所だった建物を物販店に改装して営業
 ② ビル(屋内階段が1つ)の3階以上の階に飲食店を営業
 ③ 以前、消防法違反だった建物を購入(借用)して使用



○ 消防法令違反になると……

公表制度	不特定多数の方が利用する建物で消防法違反がある場合、 柳川市のホームページ でその情報が公表される場合があります。(平成30年4月1日以降)
行政処分	『警告』、『使用停止命令』や『告発』により 罰則 を受ける場合があります。

消防法では、建物の構造、面積及びその使用形態に応じて、必要な消防用設備等が義務づけられています。工事が完了してから指摘を受けると改修が大変です！！

計画段階(事前に)で消防本部へ相談をして、必要な申請・届出等をして下さい！

- ※ 消防用設備…消火器、自動火災報知設備、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、誘導灯など。
 ※ 必要な届出…建築確認申請、防火対象物開始届出など



柳川市消防本部 予防課
0944-74-0121